令和6年8月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和6年8月21日 午後2時 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員 11名

1番 川 村 耕 一 2番 沼 尾 綾 乃 3番 池 田 雄 一 4番 阿久津一男 5番 川 村 光 代 6番 渡 邊 毅 7番 小 池 毅 8番 手 塚 幸 子 9番 神 山 守 10番 佐 藤 修 一 11番 吉 原 浩 之

欠席農業委員

なし

出席推進委員 18名

12番 大嶋明男 13番 秋元光藏 14番 北 山 隆 15番 伏木俊夫 16番 大島一比古 17番 酒 主 学 18番 福田重勝 19番 星野由紀夫 20番 福田正明 21番 佐々木俊久 22番 大貫宣秀 23番 西巻光次 24番 福田浩一 25番 福田隆夫 26番 大島昭吾 28番 富田順子 29番 青木容子

欠席推進委員 27番 村 上 降

傍 聴 人 なし

事 務 局 局長 川村賢一郎 係長 吉澤喜代子 副主幹 永 吉 和 彦 副主幹 佐 藤 達 起 主査 鶴 見 英 明

農業公社局長常盤紀生

議事録署名人の指名 第1

第2 会期の決定

第3 報告第16号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて

第4 報告第17号 農地法第5条の規定による許可書の交付について

報告第18号 農地法第18条 (通知) について 第5

第6 議案第50号 日光農業振興地域整備計画の重要変更について

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について 第7

第8 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

第9 議案第53号 非農地証明願について

第10 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づ く決定について

第11 議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計 画の公告) に基づく決定について

第12 議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農 用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

局 長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長とし て会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員11名全員の出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりま

すので、本総会は有効に成立しております。

推進委員の村上隆委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきまして は18名中17名全員の出席であります。

なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

小 池 毅

議

ただ今から、令和6年8月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。

局 長 (議事日程を朗読)

長

議 長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名したいと思います。5番 川村光代委員、6番 渡邊毅委員を指名いたします。

議 長

日程第2「会期の決定」を行います。

本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決します。

議 長

日程第3、報告第16号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

総会資料1ページをお開き下さい。

報告第16号「農地法第5条の規定による許可の取り消し」についてご説明いたします。

こちらは令和6年4月30日、日農委指令第5-5号で許可された「園芸土 採取」を目的とする5条許可案件です。取消事由につきましては、試掘の結果、想定していた採掘量にならないと判断したことによるものです。

議長

報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」との声あり)

それでは、次に移ります。

議長

日程第4、報告第17号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

総会資料2ページをお開き下さい。

報告第17号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。

先月の5条申請案件ですが6件ございまして、許可書につきましては、その6件について交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和6年7月19日。許可日は令和6年7月19日となります。指令番号は日農委指令第5-18号~第5-23号で許可書を発行しております。

議長

報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

それでは、次に移ります。

議長

日程第5、報告第18号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、 事務局の説明を求めます

(永吉副主幹挙手)

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

報告第18号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。

総会資料は、4ページとなります。

本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。件数は1件で、農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。

以上ご報告いたします。

議長

同じく報告になります。ご質問等あればお受けいたします。

(「なし」の声あり)

それでは、次に移ります。

議 長

日程第6、議案第50号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」 を議題といたします。

今月の現地調査は、担い手育成部会が担当しております。はじめに吉原部会 長から全体の説明をお願いいたします。

(吉原委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原委員

今月は担い手育成部会が担当しました。8月19日に2班体制で現地調査を 行いました。第1班は福田正委員、佐々木委員、私、吉原が担当しました。第 2班は川村光副部会長、伏木委員、大島昭委員、小池会長が担当しました。

案件の内容ですが農業振興地域計画の事業変更について2件、4条申請が1件、5条申請が4件、非農地証明が3件です。重要変更について1番は佐々木委員、2番は大島昭委員。4条の1番は大島昭委員、5条の1番が福田正委員、2番と3番は大島昭委員、4番は伏木委員。非農地証明の1番は福田正委員、2番を伏木委員、3番を佐々木委員が担当いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(佐々木委員挙手)

はい、佐々木委員。

佐々木委員

私は、総会資料5ページの議案第50号の1番を担当しました。

本申請は、日光市七里地内において、一般住宅を目的として農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外をする案件です。

申出人、および申請地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は日光市七里地内、旧野口小学校から西へ約400メートルに位置しています。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況は、東側は畑、西側は道路、南側は畑、北側は畑です。

土地利用図による説明。現地には申請人、行政書士が立ち合いました。申請地を宅地として利用する計画で、杭打ちがしてありました。申請理由については、お手元に記載してありますが、土地の利用計画については、敷地内に132.25平方メートルの木造平屋建ての住宅を建設する計画です。南側の敷地との間に高低差があるため、一部3メートル程度の盛土を予定しております。現

時点の計画として、擁壁等の設置はなく安定勾配をとるように、土羽(どは) を設置する予定であります。給排水は、水道が公共水道、汚水は合併浄化槽に て処理後、敷地内処理。雨水は敷地内を砂利敷として自然浸透とします。な お、周囲には土砂等の流出がないよう造成する計画です。

現地調査による写真の説明。七里地内でありますので、風致地区指定の関係ですが、この地域は風致地区の指定はありません。現状は畑でありますが、草は繁茂している状況です。画面の右下が若干低くなっておりまして、3メートルほどの段差がありますが、盛土をして建物を建てる部分を安定させていく考えです。以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。

(吉原委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原委員

現地調査後の部会での話し合いですが、この案件につきましては、申請人が 結婚を予定しており、申請人のご両親がご高齢ということで近くに家を建て、 いろいろ面倒をみてあげたいというような要望がありまして、今回農振除外を 申請したということです。

部会としましては、農振除外に対して何ら問題はないという見解ですので、 ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

報告並びに現地調査後の部会報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(神山委員挙手)

はい、神山委員。

神山委員

約3メートル盛土をするとのことですが、その土はどちらから。

議長

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

盛土の土につきまして詳細は決まっておりませんが、敷地外から搬入することは決まっておりまして、その際は市の土砂条例及び令和7年4月から運用開始される盛土規制法という法律の手続きを行うことになっています。

なお、盛土規制法は熱海で発生した土砂崩れに伴い制定されたもので、令和 5年5月に施行され、現在栃木県では運用開始に向けて準備を進めているとこ ろです。

これまでは土砂条例が土質等の安全管理(汚染防止)と造成後の安全管理 (災害発生防止)を担っておりましたが、今後造成後の安全管理については盛 土規制法が担うことになります。

これらの手続きについては担当課と手続きが進められています。

議長

他にありませんか。 (大貫委員挙手)

はい、大貫委員。

大貫委員

残った農地の進入路の確保はできていますか。

議 長

(吉原委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原委員

低いほうの農地が残るということで、今の入り口は、道路がありまして農地 への進入口になっていますので、このまま使うことに関しては問題ありませ ん。

議長

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

議長

続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。

(大島昭委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭委員

私は、総会資料の5ページの議案第50号の2番を担当いたしました。

本案件は、日光市猪倉地内において、堆肥・有機質肥料の製造と貯蔵を目的として、農用地区域からの除外をする案件です。

申出人、申出地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は猪倉地内の通称新里街道猪倉交差点から西へ2 キロメートルに位置します。

公図による説明。登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況は、東側は 水路、西側は道路、南側は既存工場敷地、北側は青地になっております。

土地利用図による説明。現地には申出人の常務と行政書士が立ち合いました。申請地を堆肥・有機肥料の貯蔵庫、熟成の場所として利用する計画で杭打ちがしてありました。

申出人は堆肥・有機質肥料の製造・販売、ゴルフ場芝生管理を目的として昭和51年に設立した法人です。以前は鹿沼市栃窪の鹿沼東高校の周辺に事業所があったのですが、高校ができて立ち退きになり現在地に移転してきました。今回は事業拡大のため申出地を堆肥・有機質肥料の貯蔵庫・熟成するためのスペースとして利用したく申出がありました。現在年間3,000トン生産していまが、今後2,000トン増やして年間5,000トンの生産をおこなうということで、敷地が必要になり今回の申出がありました。堆肥を作る原料は木くず、野菜くず等を産廃業者に搬入してもらって、現地の工場内で半年かけて切り返し作業をして熟成させます。一般的にホームセンターで売っているものなどはこのタイミングで出荷するのですが、申出人の会社では、さらに5年間成熟育成をさせるとのことでした。JAにも出荷しているそうです。

現場は野積みで、出来上がったものを申出地に隔離して、貯蔵と熟成を行います。申出地は整地して砂利敷にして、その上で熟成するそうです。乳酸菌などは使用せず自然発酵します。土地はゆくゆくは所有者から買い受けるということでした。年3回既存の工場では、市の環境課と自治会で水質の検査をしていて、異常は出ていないそうです。本件については、水質確認は生活安全課と協議中との話をしております。

給排水関係はないです。雨水は砂利を敷いて自然浸透となります。

堆肥が外に流れないようにL型擁壁で流出しないよう防止します。

説明は以上です。既存の工場の事業拡張ということで、周りに及ぼす影響はないだろうということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会からの報告をお願いしま

す。

(川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

川村光委員

既存の堆肥置場を拡幅して事業拡大を図るということで、周りに流出を防ぐため、L型擁壁を設置するということですので、今回の農用地区域の変更は、妥当との部会での統一見解です。よろしくお願いいたします。

議長

報告並びに現地調査後の部会からの報告も終わりました。

ここで、農業委員会としては、農業振興地域からの変更が妥当かどうかを中心に進めてまいります。その点について、他の皆様のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(阿久津委員挙手)

はい、阿久津委員。

はい、大島委員。

阿久津委員

擁壁の高さとか、堆肥の盛土の高さはどのくらいになるのですか。

議 長

(大島昭委員挙手)

大島昭委員

L型擁壁は未定です。申出地に5,000トン貯蔵できるようにするそうです。この堆肥の関係ですが、半年間屋内で熟成させて、それを攪拌してねかせるわけですが、製品になって出荷できる状態になったものを、ここに積み上げるようです。その量が5,000トンになります。

議 長

(川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

川村光委員

L型擁壁の高さですが、今の段階では農振除外の変更だけということで、これからきちんとした転用の計画を立てていくことですので、まだそこまで詳しくお伝え出来ないという見解でした。

議長

他にありませんか。

(渡邊委員挙手)

はい、渡邊委員。

渡邊委員

この地域には同じような業者がいて、過去にもいろいろ問題がありましたが、臭気の問題は周りから意見や要望は出ていないのですか。

議長

(川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

川村光委員

この業者に関しては、周りからの苦情は出ていないということです。私たちも実際堆肥のそばまで行って臭いを気にしていたのですが、正直気になりませんでした。

議長

他にありませんか。

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

県条例に基づく悪臭防止、及び騒音規制がありまして、水質、悪臭、騒音につきまして、今後、変更に伴う手続きが行われるということです。その規制のもとに設置・運用されています。

議

長 他にありませんか。

(川村耕委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕委員

堆肥は野積みで置くのですか。

議長

(大島昭委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭委員

野積みと聞いております。

川村耕委員

野積みの場合には規制はないのですか。

渡邊委員

先ほどの悪臭とかの環境に関わってくるのかと思い聞こうと思っていました。

議長

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

野積みについて具体的な確認をしたわけではありませんが、既存の施設内でも堆肥は野積みになっている状態です。それにつきましても、条例の規制がかかっているものになりますので、野積みそのものの問題はないと思います。

議長

(大島一委員挙手)

はい、大島委員。

大島一委員

€

農業振興地域の全体図の中の、どういった場所に位置しているのですか。

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

南側は事業所の用地となっております。北西側は山になっておりまして、農地と言いますのは東側。この場所は、農振地域の中でも端のほうになりましたので、農振地域を分断するようなかたちにはなりません。

大島一委員

2つ目は環境保全のほうで、農業委員会はとは別分野になると思いますが、 川村光委員からあった具体的な事業計画はこの後になるということで、周囲の 農家については、水の問題や流出した場合には擁壁を造っても、流出も考えられるので、雨水にしても。製品化で搬入されるということですが、袋詰めになって完全に完成したものが野積みだったら問題ないのですが、周囲の農家には、野積み、既存のもの、開発行為に該当する7,000平方メートルですから、当然事業の中では野積みの部分もでてくるのかなといった場合には、後日許可になった場合には、そういった見通しというのは地元住民、農家の方、農振地区ですから限りなく農地を維持というのは当然なことなのですが、その辺は農振解除になるというか、行先の道筋はできているのでしょうか。

議

長

質問というよりは、意見ということでよろしいでしょうか。

大島一委員

事業計画書の後になるということなので、今は答えが出ないでしょうが、たまたま農振地区ですから、直接都市計画課とかに関係するのですが、周囲の農地を保全していくためには、そういったものも今後話合ったほうがいいと思います。

議 長

今の大島一委員の発言については意見としてお受けします。

他にありませんか。

(「なし」との声あり)

議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙 手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、番号2番は原案のとおり変更妥当とすることに決しました。 それでは。次に移ります。

議 長

日程第7、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を 議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(大島昭委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭委員 私は、総会資料6ページ、議案第51号の1番を担当しました。

本申請は、日光市大室地内において、農地改良・一時転用を目的とした4条申請です。

申請人・申請地等は、資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は大室地内、水無交差点から北西へ50メートルに位置しています。

公図による説明。申請地〇〇〇番地の一部を一時転用するということです。 登記簿地目は畑、現況は草が繁茂しているが元は畑だと申請者から聞いています。周囲の状況は、東側は畑、西側は山林、南側は田、北側は田です。

土地利用図による説明。現地には申請人と、盛土の施工業者が立ち合いました。申請地は周りの田より2から3.5メートル低く、県道のある東側に傾斜している斜面上の土地になります。草が繁茂していますが、もとは畑として利用していました。今回知人の勧めで市発注の下水道工事の掘削発生土の提供を受けられることになり、盛土成形して隣接農地と一体的に利用したいとのことです。盛土範囲には杭打ちがしてありました。盛土の量は1,200立方メートルです。〇〇〇番地がありまして段差になっています。周辺の田と同じ高さにして、元畑だったところを田として利用したいということです。三日月状の土地がありますが、〇〇番地の土地と一緒に土を盛って、周囲の農地と一体的に利用したいという話でした。

以上のことから、周りに及ぼす影響はないと思われますので、ご審議のほど よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。

(川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

川村光委員

今回の申請は、既存の農地の一部と、それに伴う地目は山林になっているのですが、そこを一体として盛土をして畑として使いたいということですので、 部会としましては転用することに問題ないという結論に達しました。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(神山委員挙手)

はい、神山委員。

神山委員

1つは先ほども盛土についてありましたが、同じ条件に値するのですか。2つ目は盛土を持って来るときに、周りが水田だったと思うので、その出入口に関しては、地域の所有者の方とやっているのですか。

議長

(大島昭委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭委員

周辺の田も同じ所有者で、田に農業機械が出入りできるところがあるのですが、ここから出入りします。

議長

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

こちらの案件につきましては、市の土砂条例の規制の対象外となります500平方メートル未満の農地に該当いたします。土砂条例の規制はかかりません。

議長

(川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

川 村 光 委 員 現地調査の立ち合いで伺った話では、公共の下水道工事より発生したものを

入れるという話でした。

議長

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

日程第8、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(福田正委員挙手)

はい、福田委員。

福田正委員

総会資料フページをお開きください。

私は、議案第52号の1番の案件について、ご説明いたします。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

本申請は日光市東小来川地内において、売買より自然氷の製造用池を造り、 氷の製造をしたいという5条申請です。

公図による説明。登記簿地目は畑・宅地、現況は田・山林原野です。周囲の 状況は東側が山林になっておりますが、周りは河川です。

土地利用図による説明。4筆ありますが、コンクリート擁壁で池を造り、そこで自然氷を作製し出荷をします。現地には譲渡人と、譲受人2名、行政書士が立ち合いました。

現地写真による説明。赤い小さな橋は幅1メートルぐらいで、人が往来するのみです。造成する場合は、川があるので県に申請して、仮設の作業用の仮設橋をつくり、氷作製時にも申請において、仮設橋からの出入りをし、出荷をする際にも使います。氷の作製が終わったら仮設橋は撤去します。毎年氷を作製するにあたりましては、県のほうに申請して河川専用の歩道橋を造る許可を申請するということです。構造物はできないので、建てません。屋根はかけるそうです。簡単なものでゴミなどを防ぐそうです。給水関係は、井戸を掘って、その水を使うそうです。雨水は施設内での浸透を考えておりまして、地質調査の結果、とても漏水が大きいということで、池の下もコンクリのベタ敷をするそうです。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願います。

(吉原委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原委員

この案件は、売買により自然氷製造池を造りたいということでの5条申請です。資料にありますとおり、株式会社こおり屋は首都圏において大々的に氷製造、及びかきごおり屋を展開しています。栃木県では聞いたことがありませんでしたが、首都圏では有名なこおり屋であります。日光の天然氷というネームバリューの大きさを活用するのに、この場所で氷を製造していきたいと熱のこもった話をされていました。部会としましては、この申請許可に対して問題ないということで判断しました。ご審議お願いいたします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま

す。

(川村耕委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕委員

長

퉅

ここで製造された氷は、どこへ持っていくのでしょうか。

(福田正委員挙手)

はい、福田委員。

福田正委員

議

議

製造期間中だけ仮設の橋を造るのですが、今の考えではコンベアを渡しまして、製品が出来たら、その都度搬出して車で運んでしまいます。中には構造物は作れないので、物は置かないそうです。東京や埼玉あたりでもかきごおり屋をやっているので、直でそこに運びたいという話はしていました。

議長

他にありませんか。

(神山委員挙手)

はい、神山委員。

神山委員

冬以外の管理等についてはどうするのですか。

(福田正委員挙手)

はい、福田委員。

福田正委員

冬場は池にゴミとか落ちると大変なので屋根がけをするので、それをそのまま継続します。ゴミが入ったり汚れたりすると、製造する前の掃除が大変なので、管理はしっかりして雨水も溜まらないようすることを考えているそうです。

議長

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、番号2番、3番については関連がありますので、担当委員の一 括報告を求めます。

(大島昭委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭委員

私は総会資料7ページ、議案第52号の2番と3番を担当しました。

本申請は、日光市森友地内において、売買より一般住宅を目的とした5条申請です。

申請人、及び申請地等は、資料のとおりです。

案内図の説明。申請地は森友地内、今市工業高校から南へ600メートルに 位置しています。

公図による説明。2筆ありまして所有者は名前は違うのですが、親子と聞いております。登記簿地目は山林、現況は元は畑で、今は雑種地です。周囲の状況は、東側は畑、西側は宅地、南側は宅地、北側は日光市道です。現地には建築業者と行政書士が立ち合いました。

土地利用図による説明。譲受人は家族2人でアパートに暮らしているそうですが、手狭になってきたことから住宅の建築を計画しました。土地を探していたところ、職場に近く、生活環境が良好である土地として申請地を選定し、今回の申請に至りました。敷地内に74.52平方メートルの平屋建住宅を建築する計画です。給排水は、水道は公共水道、汚水は公共下水道です。雨水は敷地

内自然浸透とします。周囲にコンクリートブロックを設置して、境界をはっき りさせるそうです。

写真による説明。周りはほとんど住宅地になっております。

周りに及ぼす影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。

(川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

川村光委員

この写真でも分かりますように、周りはすべて住宅街という状況ですので、 周りに及ぼす影響はないと思われることから、転用は妥当という部会の統一見 解でございます。

議長

報告並びに現地調査後の部会報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。

よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、番号3番についても採決いたします。

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。

議長

次に、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(伏木委員挙手)

はい、伏木委員。

伏木委員

私は総会資料7ページ、議案第52号の4番を担当しました。

本申請は、日光市土沢地内において、売買により駐車場を目的として転用する案件です。

申請人、申請地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地はJR下野大沢駅から、北東へ1キロメートルの ところに位置します。

公図による説明。登記簿地目は畑で、現況は畑です。

周囲の状況は、東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は畑になります。

土地利用図による説明。現地には譲渡人、行政書士が立ち合いました。申請 地を駐車場に利用する計画で、杭打ちがしてありました。給排水はありませ ん。雨水は、砂利敷し敷地内自然浸透処理します。

現地調査の写真。杭打ちから道路の間に間隔がありますが、現在、日光市建設課で拡幅工事が進められております。今回の農地転用は建設課と調整し計画が進められていまして、転用後の利用が拡幅計画に影響することはないという

ことです。

以上のことから、周りに及ぼす影響はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告を求めます。

(川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

川村光委員

譲受人は、この駐車場を予定しているそばで店をやっているそうですが、駐車場が足りなくなってきたということで、譲渡人にお話を持ちかけたところ、いいですよということになりました。なお、この拡幅工事にあわせて駐車場も工事していくとのことでしたので、許可することに問題はないと思われます。

議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担い手育成動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。

議長

続きまして、日程第9、議案第53号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田正委員挙手)

はい、福田委員。

福田正委員

私は総会資料8ページ、議案第53号の1番を担当いたしました。

本申請は、日光市細尾町地内において、宅地として利用しております。

願出人、願出地は資料のとおりです。

案内図による説明。願出地は細尾町地内、細尾ドームリンクから西へ約85 0メートルに位置しています。

公図による説明。申請地は2筆で、登記簿地目は2筆とも畑、現況は宅地です。

土地利用図による説明。現地には願出人と、土地家屋調査士が立ち合い、杭打ちがしてありました。

願出地は昭和51年ごろから宅地として利用しており、48年が経過しており、建物登記簿が添付されています。

写真による説明。〇〇〇番地、〇〇〇番地とも畑だったと感じられず宅地になっています。

以上のことから、証明することに問題はないと思われます。ご審議のほどよ ろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。

(吉原委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉 原 委 員 | 申請地は宅地として使われております。申請にあわせまして、建物登記簿も

変更されて48年以上経過しているということで、部会としましては証明することは妥当だろうという統一見解です。ご審議のほどよろしくお願いします。

報告並びに現地調査後の部会からの報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議

長

よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議 長 続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。

(伏木委員挙手)

はい、伏木委員。

伏木委員 私は総会資料8ページ、議案第53号の2番を担当しました。

本申請は、日光市小林地内において、宅地として利用しています。

願出人、願出地は資料のとおりです。

願出地は小林4区、公民館から東へ約500メートルのところに位置しています。

公図による説明。登記簿地目は田、現況は宅地です。

土地利用図による説明。現地には願出人、願出人の息子が立ち合い、杭打ちがしてありました。願出地は平成6年ごろから宅地として利用しており、30年以上が経過しております。

空中写真による説明。添付された空中写真は、平成12年撮影で24年経過しています。

現地写真による説明。現況としては宅地として利用しております。

以上のことから、証明することに問題ないと思われます。ご審議のほどよろ しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。

(川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

川村光委員 この写真からも分かりますように、建物等は建っていませんが、庭木が生えておりまして、庭の一部としてずっと使われているということで、24年以上

| 経過しておりますので、証明することに問題ないと思われます。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方の、ご意見・ご質問をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しまし

た。

議長

続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。

(佐々木委員挙手)

はい、佐々木委員。

佐々木委員

私は総会資料8ページ、議案第53号の3番を担当いたしました。

本申請は、日光市細尾町地内において、宅地として利用している案件です。 願出人、願出地等は資料のとおりです。

案内図による説明。願出地は日光市細尾町地内、日光市細尾ドームリンクから西へ約550メートルのところに位置しています。

公図による説明。願出地は2筆あり、登記簿地目は田、現況は宅地です。

土地利用図による説明。現地には願出人、行政書士が立ち合い、杭打ちがしてありました。願出地は平成2年以前に居宅と倉庫を建築し、全体を砂利敷しまして、隣接宅地の〇〇〇番地、及び〇〇〇番地とともに、一体的に宅地として利用しておりまして、34年が経過しております。

空中写真が添付されており、平成2年には現状であることが確認できます。 現地調査写真による説明。周りは住宅地と道路になっておりまして、畑のおも かけがありません。宅地として利用されているのが現状です。

以上のことから、証明することに問題ないと思われますので、ご審議のほど よろしくお願いいたします。

議 長

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。

(吉原委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原委員

申請地は宅地とし利用されております。添付書類に平成2年撮影の空中写真がありますが、34年以上経過しているということで、非農地として証明することに問題ないという部会での統一見解でございます。慎重審議よろしくお願いいたします。

議長

報告並びに現地調査後の部会からの報告も終わりました。

ここで、担い手育成部会以外の皆様方の、ご意見・ご質問等をお受けいたします。

(渡邊委員挙手)

はい、渡邊委員。

渡邊委員

長

議

当時建物を建てるのに、転用を忘れたということですか。

(鶴見主査挙手)

はい、鶴見主査。

鶴見主査

写真の建物については、昭和35年に建っている建物ですので、転用せず建 てたのか不明なところです。

渡邊委員

非農地証明するのにはいいかと思いますが、面積としては結構あるので質問させてもらいました。

議長

(大島一委員挙手)

はい、大島委員。

大島一委員

具体的に言うと、建築基準法というのは昭和44年なのです。議案の一番上は謄本で確認できています。それに外れた場合には始末書でも説明書でも出すのが妥当だと思います。この場合には45年ですから、それ以前のものはやむを得ない。

議長

非農地証明ということなので、始末書はない案件になります。かなり古い建物でもありますし、今、非農地として申請が出たことに対しては、証明するこ

とに問題はないとは思います。意見として伺うことにします。

他に何かありますか。

(川村耕委員)

はい、川村委員。

川村耕委員大島昭委員

長

議

残りの土地は凸凹になりますが、どのようなかたちになっていますか。

この部分は宅地になっています。

その他に何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、番号3番は原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議長

続いて、日程第10、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第19条(農 用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」事務局の説明を求めます。

(永吉副主幹挙手)

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

議案第54号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画(案)」を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、利用権設定の案件になります。総会資料は9から11ページとなります。

件数は3件、面積合計は23筆で24,472平方メートルとなります。内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、3件とも新規となっております。

設定をする者(貸人)・設定を受ける者(借人)の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

ご質問がございましたらお受けいたします。

(渡邊委員挙手)

はい、渡邊委員。

渡邊委員

툱

議

相続人代表となっていますが、まだ相続は済んでいないのですか。

(常盤局長挙手)

はい、常盤局長。

常盤局長

相続登記が未登記ですので、相続権がある方の同意を得て、代表を決定します。

議長

他にご質問ありますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手

を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。

よって、議案第54号について、原案のとおり決定とすることに決しました。

議長

続いて日程第11、議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉副主幹挙手)

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の (1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定する ために審議を求められています。

総会資料は12ページになります。件数は1件で、面積合計は2筆で5,73 1平方メートルとなります。

設定をする者(貸人)・設定を受ける者(借人)の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

ご質問等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

議長

議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手 を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第55号については、原案のとおり決定することに決しました。

議長

続きまして、日程第12、議案第56号「農地中間管理事業の推進に関する 法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴 取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉副主幹挙手)

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

議案第56号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」、ご説明いたします。

総会資料は、13ページになります。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画(案)」について、農業委員会の意見を求められています。

申請番号1番は令和元年12月1日~令和11年12月31日までの期間に

おいて、申請番号2番は令和5年5月1日~令和15年12月31日までの期間において、農地バンクを通して中間管理権を設定したものにつき、先月借手を変更するにあたり解約がでたもので、新たな借手へ賃借権を設定するものです。

面積は5筆で12,713平方メートル、受人の対象者数は2名です。権利の 設定を受ける者の住所・氏名及び土地の表示等は、記載のとおりです。ご審議 をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

ご質問等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手 を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第56号については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもちまして、令和6年8月 日光市農業委員会総会を閉会いたしま す。

閉会 午後3時43分